

## 議案第 4 3 号

調布市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 1 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

### 提案理由

富士見町 3 丁目地区地区計画の都市計画変更に伴い、新たに地区整備計画を定めた区域を適用区域に加えるとともに当該区域に係る建築物の制限について定めるほか、所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

調布市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成9年調布市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1 9の項中「平成23年調布市告示第116号」を「令和8年調布市告示第77号」に改める。

別表第2 9 富士見町3丁目地区整備計画区域の表アの欄中「住宅地区」を「住宅地区A」に改め、同表カの欄中「計画図2」を「計画図3」に改め、同表に次のように加える。

住宅地区B	—	—	—	—	建築物の外壁又はこれに代わる柱等の位置 1 富士見町計画図3に表示する3号壁面は、道路境界線から2メートル以上 2 富士見町計画図3に表示する4号壁面は、道路境界線から2メートル以上	—	—	—	—
文教・研究施設地区	—	—	—	—	建築物の外壁又はこれに代わる柱等の位置 1 富士見町計画図3に表示する5号壁面は、道路境界線から2メー	1 建築物の高さは、次に掲げる区域の区分に応じ、それぞれに定める高さ以下とする。 (1) 富士見町3丁目	—	—	—

				<p>トル以上</p> <p>2 富士見町 計画図3に 表示する6 号壁面は、 隣地境界線 から4メー トル以上</p> <p>3 富士見町 計画図3に 表示する7 号壁面は、 道路境界線 から2メー トル以上</p> <p>4 富士見町 計画図3に 表示する8 号壁面は、 道路境界線 から3.5メ ートル以上</p>	<p>地区地区 計画計画 図4（以 下「富士 見町計画 図4」と いう。） に表示す る区域A 10メー トル</p> <p>(2) 富士見 町計画図 4に表示 する区域 B 37.5 メートル</p> <p>2 上記1に 規定するも ののほか、 建築物の各 部分の高さ (地盤面か らの高さに よる。) は、当該部 分から前面 道路の反対 側の境界線 又は隣地境 界線までの 真北方向の 水平距離が 8メートル 以内の範囲 にあつては 当該水平距 離の1.25倍 に5メー トルを加えた もの以下と し、当該部 分から前面 道路の反対 側の境界線 又は隣地境 界線までの 真北方向の 水平距離が 8メートル を超える範 囲にあつて は当該水平 距離から8 メートルを 減じたもの の0.6倍に 15メートル を加えたも の以下とす る。</p>		
--	--	--	--	--	---	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。